

感染制御認定薬剤師認定申請資格

平成20年7月26日

1. 感染制御認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (3) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 申請時において、引き続いて3年以上、施設内の感染対策委員会または院内感染対策チームの一員（院内感染対策チームと連携しての活動を含む）として感染制御活動に従事していること（病院長あるいは施設長等の証明が必要）。
- (5) 施設内において、感染制御に貢献した業務内容及び薬剤師としての薬学的介入により実施した対策の内容を20例以上報告できること。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する感染制御領域の講習会、及び別に定める学会が主催する感染制御領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
- (7) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (8) 日本病院薬剤師会が行う感染制御認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 感染制御認定薬剤師認定申請資格は平成20年6月7日より施行する。
- 2) 平成20年7月26日改定

別添

感染制御認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2)、(6)で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

- 日本医療薬学会
- 日本薬学会
- 日本臨床薬理学会
- 日本TDM学会
- ICD制度協議会に加盟している学会・研究会

2. (5)で「感染制御に貢献した内容」とは、以下の通りである。

- 院内ラウンドの実施
- 薬物血中濃度モニタリング業務への参画
- 院内感染対策マニュアル及び抗菌薬使用ガイドラインの作成
- 感染制御に関する各種サーベイランスへの参加 等

3. (6)で「日本病院薬剤師会が認定する感染制御領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。

- 厚生労働省
- 日本病院薬剤師会
- 各都道府県病院薬剤師会